**重点施策の検討について**

障害者基本計画（第５次）や、障害者総合支援法の改正内容、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し内容等を踏まえるとともに、日野市障害者計画等策定に向けた市民意識調査、現行計画における事業の進捗状況を踏まえた課題を基に、次期計画において重点的に取組む項目（案）を整理しました。

障害者施策の方向性

（※第１回策定委員会「【資料３】計画体系（案）について」より再掲）

　　障害者基本計画（第５次）や、障害者総合支援法の改正内容、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し内容等を踏まえ、次期計画で目指す方向性（案）を以下に示します。

基本的

考え方

①地域社会における共生【障害者基本計画基本原則】

②差別の禁止【障害者基本計画基本原則】

③安全・安心な暮らし【障害者総合支援法理念】

強化の

方向性

①地域生活への移行、支援の強化【法改正、指針見直しポイント】

②就労支援の強化【法改正】

③相談体制の強化【指針見直しポイント】

④障害福祉人材の確保・定着【指針見直しポイント】

⑤意思疎通支援の充実【関連法制定、指針見直しポイント】

市の

福祉施策の方向性

①地域でのつながりの強化　　【第４期日野市地域福祉計画】

②地域での支え合いの強化　　【第４期日野市地域福祉計画】

③地域での安心な暮らしの実現【第４期日野市地域福祉計画】

市の現状からの課題のまとめ

　　市民意識調査や現行計画の振り返りから、本市における障害者ニーズや課題とともに充実すべき内容について整理した結果を以下に示します。

|  |  |
| --- | --- |
| 現状と課題 | 充実すべき内容 |
| ◆市民意識調査を踏まえた課題 | |
| ①暮らしについて | ・安全で快適なまちづくりの推進  ・障害のない人からの理解促進 |
| ②就労について | ・就労支援の充実 |
| ③権利擁護や社会参加について | ・地域共生社会の実現  ・障害者福祉サービスの充実  ・安全で快適なまちづくりの推進  ・障害のない人からの理解促進 |
| ④障害福祉施策について | ・相談体制の整備、充実  ・障害者理解への啓発や交流促進 |
| ◆現行計画の取組状況を踏まえた課題 | |
| ①認め合い暮らすための課題 | ・障害者理解促進・啓発事業の強化  ・成年後見制度や市民後見人の周知・強化  ・情報アクセシビリティの向上  ・障害特性に配慮した意思疎通支援の促進 |
| ②安心・安全に暮らすための課題 | ・安全で快適なまちづくりの推進  ・障害福祉人材の確保・定着に向けた取組強化  ・サービス等支援体制の確保及び質の担保  ・医療的ケア児等の支援体制整備  ・災害に備える体制構築のため、関係機関との連携強化  ・家族支援事業の促進 |
| ③生きる力を学ぶための課題 | ・重層的な障害児通所支援の体制整備  ・切れ目のない支援体制の構築  ・インクルーシブ教育の推進  ・医療的ケア児等のスムーズな受入体制の構築 |
| ④地域で活躍するための課題 | ・共生型事業の充実  ・障害者の一般就労の機会拡大  ・障害者雇用・福祉就労等の拡大  ・収入または賃金の向上に向けた取組の推進 |
| ⑤つながり・支える | ・相談支援事業の充実  ・基幹相談支援センターの整備  ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築  ・福祉人材の確保・定着・育成  ・地域生活への移行のための支援体制の充実（地域生活支援拠点の整備等） |

重点施策の案

　上記を踏まえ、次期計画における重点施策の案を以下に示します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施策（案） | 想定する施策の内容 |
| 障害を理由とする差別の解消の推進  【継続】 | ・障害者理解促進・啓発事業の強化  ・地域共生社会の実現 |
| 福祉教育の推進(※)  【新規】 | ・障害福祉人材の確保・定着に向けた取組強化  (ハートフルプロジェクト)  ・インクルーシブ教育の推進 |
| 相談支援の充実  【一部変更】 | ・相談体制の整備、充実  ・基幹相談支援センターの整備 |
| 福祉人材の確保と育成、定着  【新規】 | ・障害福祉人材の確保・定着に向けた取組強化  ・サービス等支援体制の確保及び質の担保 |
| 医療機関等との支援体制の整備  【新規】 | ・医療的ケア児等の支援体制整備  ・医療的ケア児等コーディネーターの配置  ・障害者医療的相談 |
| 地域生活への移行の支援  【新規】 | ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」  の構築  ・地域生活支援拠点の整備  ・地域移行支援のための相談支援 |
| 情報アクセシビリティの向上  【新規】 | ・情報アクセシビリティの向上  ・障害特性に配慮した意思疎通支援の促進 |
| 災害時の体制づくり(※)  【継続】 | ・避難行動要支援者支援体制の拡充  ・関係機関との連携強化 |
| 一人ひとりの「しごと」と「くらし」を一体的に支える(※)  【継続】 | ・障害者の一般就労の機会拡大  ・障害者雇用・福祉就労等の拡大  ・収入または賃金の向上に向けた取組の拡大 |

　 継　　続　：現行計画から引き続き次期計画においても重点施策とするもの

新　　規　：次期計画より新たに重点施策とするもの。現行計画にある施策を含む

　一部変更：現行計画における重点施策の内容について一部変更するもの